中央区役所発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約分) 様式14

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	中央区保健福祉センター 事業用普通自動車 長期 借入契約(再リース)	35:自動車販売	大阪トヨタ自動車株式会社	1,045,440円	令和4年11月30日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G7	_

随意契約理由書

1. 案件名称

中央区保健福祉センター事業用普通自動車 長期借入契約 (再リース)

2. 契約の相手方

大阪トヨタ自動車株式会社

3. 随意契約理由

当該物件は、令和4年12月末日をもって60ヶ月間の契約期間が満了するが、現行車両は、走行距離が12,000 km弱で、車両に大きな故障等もなく品質においても信頼があり、現行契約相手方の大阪トヨタ自動車株式会社の対応も迅速・丁寧である。新規契約を行うより、リース契約の延長を行う方が安価であり、他の業者に変更する際に要する経費などを鑑みると、引き続き現行契約相手方と契約することが最も有利である。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所保健福祉課運営グループ

(電話番号:06-6267-9882)